

令和元年度食品中に残留する動物用医薬品等の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、平成18年5月29日からポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められている場合は、その基準に基づき規制されるが、残留基準が定められていない場合は、ヒトの健康を損なうおそれのない量、いわゆる一律基準（0.01 ppm）により規制されることとなった。

東京都では残留動物用医薬品等について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。令和元年度の検査結果は以下の通りであった。

1 実施期間

平成31年4月から令和2年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目(表1)

抗菌性物質 64 種、内寄生虫駆除剤 16 種、その他 12 種 計 92 項目

5 検査対象品目(表2、表3、表5)

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計 1,219 検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚等 計 31 検体
- (3) と畜段階での検査：牛、豚 計 38 頭、114 検体

6 検査結果(表2から表5)

畜産物及び魚介類の検査結果を表2から表4に示した。豚筋肉1検体から基準値を超えるワルファリンを検出した。

と畜段階での検査結果を表5に示した。残留抗菌性物質を検出した検体はなかった。

表1 動物用医薬品の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (64種)	抗生物質 (30種)	β-ラクタム系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、マクロライド系、アンピシリン、エリスロマイシン、オキシテトラサイクリン、クロキサシリン、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、ゲンタマイシン、サリノマイシン、ジクロキサシリン、ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン、スピラマイシン、センデュラマイシン、チルミコシン、テトラサイクリン、ドキシサイクリン、ナフシリン、ナラシン、ベンジルペニシリン、マデュラマイシン、ミロサマイシン、モネンシン、ラサロシド、ライドロマイシン、リンコマイシン
	合成抗菌剤 (34種)	キノロン系、エトパペート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルメトプリム、クロビドール、サラフロキサシン、ジクラズリル、シプロフロキサシン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファセタミド、スルファチアゾール、スルファドキシ、スルファニトラン、スルファビリジン、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシ、スルフィソゾール、ダノフロキサシン、チアンフェニコール、デコキネート、トリメトプリム、ナイカルバジン、ナリジクス酸、ピリメタミン、フロルフエニコール、マルボフロキサシン
内寄生虫駆除剤 (16種)		アルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、オキシベンダゾール、オクスフェンダゾール、クロサンテル、クロルスロン、チアベンダゾール、ドラメクチン、トリクラベンダゾール、フェンベンダゾール、フルベンダゾール、モキシデクチン、レバミゾール、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール
その他 (12種)	ホルモン剤 (5種)	β-トレンボロン、ゼラノール、デキサメタゾン、メチルプレドニゾロン、プレドニゾロン
	殺鼠剤 (1種)	ワルファリン
	殺ダニ剤 (2種)	アミトラズ、クマホス
	殺虫剤 (2種)	シロマジン、ファムフル
	鎮静剤 (1種)	キシラジン
	気管支拡張剤 (1種)	クレンプテロール

表2 畜産物中に残留する動物用医薬品の検査結果【()内は検出検体数】

食品名		抗菌性物質			内寄生虫 駆除剤	その他					
		抗生物質	合成抗菌 剤			ホルモン 剤	殺鼠剤	殺ダニ剤	殺虫剤	鎮静剤	気管支拡張 剤
		検体数	検体数	検体数		検体数	検体数	検体数	検体数	検体数	検体数
牛	筋肉	307	94	70	46	46		46	46	46	
	腎臓	216									
	肝臓										
豚	筋肉	324 (2)	109	99	37	37 (1)		37	37	37	
	腎臓	207									
	肝臓	10									
羊	筋肉										
食鳥	鶏肉	36 (2)	36 (2)	36				33			
	鴨肉	2	2	2				2			
卵	鶏卵	26	26	26							
	液卵										
乳類	生乳	30	30	30				30			
	牛乳	18									
	低脂肪牛乳	1									
	成分調整牛乳										
	加工乳										
その他	蜂蜜	19					19 (2)				
	筋肉 (カンガルー)	4	4	4							
	加熱済食肉加工食品 (鶏肉)	19	19								
合計		1219 (4)	320 (2)	267	83	83 (1)	19 (2)	148	83	83	

表3 魚介類中に残留する動物用医薬品の検査結果【()内は検出検体数】

食品名	抗菌性物質			食品名	抗菌性物質			内寄生虫	
	抗生物質	合成抗菌剤	駆除剤		抗生物質	合成抗菌剤	駆除剤		
	検体数	検体数	検体数		検体数	検体数	検体数		
海水魚	エビ	2		2	淡水魚	アユ	6	1	6
	エビ加工品	1	1	1		ニジマス	3	3	3
	カンパチ	2	1	2		ヤマメ	2	2	2
	ギンザケ	3	3	3		合計	31	15	31
	サケ	6	2	6	(注) エビには、ブラックタイガーとバナメイを含む				
	シマアジ	2		2					
	スズキ	1		1					
	タコ	1	1	1					
	ブリ	1		1					
	マダイ	1	1	1					

表4 検査で検出した物質の内訳

食品名	原産国	物質名	検出値	残留基準	
畜産物	豚筋肉	日本	ドキシサイクリン	0.01ppm	0.05ppm
	豚筋肉	日本	ワルファリン	0.006ppm	0.001ppm
	豚筋肉	アメリカ	クロルテトラサイクリン	0.03ppm	0.2ppm※1
	食鳥鶏肉	日本	ラサロシド	0.001ppm	0.1ppm
	食鳥鶏肉	ブラジル	ラサロシド	0.003ppm	0.1ppm
	食鳥鶏肉	ブラジル	ジクラズリル	0.012ppm	0.5ppm
			ナイカルバジン	0.015ppm	0.2ppm※2
	食鳥鶏肉	ブラジル	ナイカルバジン	0.017ppm	0.2ppm※2
	蜂蜜	ハンガリー	アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm※3
	蜂蜜	ハンガリー	アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm※3

※1：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和

※2：N,N'-ビス-(4-ニトロフェニル)ウレアとして

※3：代謝体(DMPF)含む

表5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	16	48	0	0	0
豚	24	72	0	0	0
合計	40	120	0	0	0